

物品サービス委員会規則

(名称)

第1条 本委員会は、物品サービス委員会と称する。

(目的)

第2条 本委員会は、区内におけるワイズメンズクラブの活動に用いるワイズ物品の管理を目的とする。

(位置)

第3条 本委員会は、定款施行細則第11条第1項に基づき常置委員会として設けられる。

(構成)

第4条 本委員会は、理事によって任命された委員長、および委員長が推薦し、理事が任命した数名の委員で構成される。

(任期)

第5条 委員の任期は1年とする。ただし、連続して4期までの再任を妨げない。

(職務)

第6条 区事務所と協力してワイズパッチなどワイズ活動に用いる物品を供給および管理する。
2. 国際協会およびアジア地域と物品に関する情報交換を行う。
3. ワイズマークおよびその他の関連する事柄が正確に表現されているかに留意する。
4. 区内でのワイズ物品の諸問題に対処する。

(委員会の開催)

第7条 委員長は、第2条の目的を達成するため、年度内に2回以上の委員会を開催する。

(付則)

第8条 この規則に定めのない事項は本委員会において協議され、理事の承認を得るものとする。
2. この規則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2003年6月14日 制定 2005年11月28日 改正

2003年7月1日 施行 2005年11月28日 施行